

平成29年度

公の施設の指定管理者  
監査結果報告書

公益社団法人シルバー人材センター  
都市整備部交通対策課

昭島市監査委員

# 平成 29 年度公の施設の指定管理者監査結果報告書

## 第 1 監査の種類

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 7 項の規定による当該普通地方公共団体が第 2 4 4 条の 2 第 3 項の規定に基づき公の施設の管理を行わせているものの監査及び当該団体等の所管部課の監査

## 第 2 監査の対象

指定管理者	所管部課
公益社団法人 シルバー人材センター	都市整備部交通対策課

## 第 3 監査の範囲

平成 28 年度における公の施設の管理に係る事務の執行及び業務管理、運営状況

## 第 4 監査の実施日、場所対象団体及び所管部課

- 1 実施日 平成 29 年 10 月 17 日(火)
- 2 実施場所 監査事務局、シルバー人材センター事務所及び拝島駅南口地下自転車等駐車場
- 3 対象団体 公益社団法人シルバー人材センター（実地監査）
- 4 所管部課 都市整備部交通対策課（実地監査）

なお、書面監査については、平成 29 年 9 月 20 日から同年 9 月 27 日までの間で実施した。

## 第 5 監査の期間

平成 29 年 8 月 17 日から同年 11 月 27 日まで

## 第 6 監査の手続

公の施設の指定管理者及び所管部課から指定管理者監査「調査資料」の提出を求め、第 7 監査の着眼点を基に、当該書類の審査及び決算計数との照合並びに関係職員等からの説明の聴取等、通常実施すべき監査手続により実施した。

## 第 7 監査の着眼点

- 1 所管部課
  - (1) 公の施設の管理を行わせる指定管理者の指定は、法、条令等に根拠をおいているか。
  - (2) 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。
  - (3) 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。

- (4) 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- (5) 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- (6) 事業報告書の点検は適切になされているか。
- (7) 指定管理者に対して適時かつ適切に当該業務又は経理の状況に関し報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- (8) 指定管理者制度の採用により、効率的な、管理、運営を図られ、利用促進が働くものとなっているか。

## 2 指定管理者

- (1) 施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより、善良な管理者の注意を持って適切に管理されているか。
- (2) 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- (3) 利用促進並びに利用者サービスの向上のための取組みはなされているか。
- (4) 公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。
- (5) 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。
- (6) 公の施設の管理に係る管理規程、経理規程、情報セキュリティ規程等の諸規程は整備されているか。

## 第8 公益社団法人シルバー人材センターの概要

### 1 目的

公益法人昭島市シルバー人材センターは、社会参加の意欲のある健康な高齢者に対し、地域社会と連携を保ちながら、その希望、知識及び経験に応じた就業並びに社会奉仕等の活動機会を確保し、生活感の充実及び福祉の増進を図るとともに、高齢者の能力を活かした活力のある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

### 2 所在地

東京都昭島市中神町二丁目 32 番 18 号

### 3 事業

- (1) 臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る終業を希望する高齢者のための就業の機会確保及び提供
- (2) 高齢者に対し、就業に必要な知識及び技能の付与を目的とした講習の実施
- (3) 社会奉仕活動等を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の促進を図るために必要な事業
- (4) シルバー人材センターの目的を達成するための調査研究、相談及び事業の企画運営
- (5) その他センターの目的を達成するために必要な事業

4 会員数

1,053 人（平成 29 年 4 月 1 日現在）

5 運営組織

会 長（代表理事）

副 会 長（代表理事）

常務理事（業務執行理事）

理 事（会長、副会長、常務理事含む 18 名）

監 事（2 名）

事 務 局（事務局長含め 4 名の常勤職員及び嘱託職員 4 名）

6 公の施設の指定管理者

平成 20 年 4 月より、地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者として昭島市自転車等駐車を管理

第 9 指定管理業務

1 公の施設（自転車等駐車場）

（平成 29 年 3 月 31 日現在）

自転車等駐車場名	面積（㎡）	収容定数（台）		
		自転車	原付バイク	合 計
西立川駅南口	515.19	288	96	384
東中神駅北口	385.71	408		408
東中神駅西側	200.00	175		175
東中神駅南側臨時	112.80	75		75
東中神駅南側	331.99	291		291
東中神駅公団西側	175.67	148		148
東中神駅北口臨時	598.51	408		408
中神駅北口第一	758.00	600	100	700
中神駅南口第一	522.49	455		455
中神駅南口第二	179.59	175		175
中神駅北口第二	940.62	925		925
昭島駅北口第二	1,326.80	1,503		1,503
昭島駅南口立体	856.41	1,284		1,284
昭島駅南口駅舎下	179.00	208		208
昭島駅北口第一	1,850.12	2,483		2,483
昭島駅南口第二	451.00	457		457
拝島駅北口	547.49	470		470
拝島駅南口地下	3,528.57	2,450		2,450
拝島駅東	344.54		110	110
合 計	13,804.50	12,803	306	13,109

（注）東中神駅北口及び東中神駅西側は、休止中。

## 2 指定期間

平成 26 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(注) 東中神駅南側臨時、東中神駅南側及び東中神駅北口臨時は、平成 27 年 8 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

## 3 指定管理料 (平成 28 年度)

1 2 9 , 3 6 7 , 0 0 0 円 (消費税及び地方消費税を含む。)

# 第 10 監査の結果

## 1 所管部課

公の施設の指定管理者の指定手続きは、地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 昭島市自転車等駐車場条例 (平成 10 年昭島市条例第 33 号) 及び同条例施行規則 (平成 11 年昭島市規則第 39 号) の規定に基づき適正に行われているものと認められた。

また、指定管理者から提出された事業報告書等により、管理の状況を的確に把握し、必要な指示もなされていることが確認された。

なお、管理委託料は、引き続き、指定管理者から提出される事業計画書、事業報告書等により管理経費の妥当性について十分検討し、過去の実績等についても考慮して算定を行われたい。

## 2 指定管理者

指定管理者は、昭島市自転車等駐車場の管理に関する協定書、昭島市自転車等駐車場の管理に関する業務仕様書に従い、適切に施設の管理が行われていることが認められた。

また、当該事業に係る収支は、出納関係帳簿、その他証拠となるべき書類を確認した結果、適正に処理されていることが認められた。

なお、利用者へのサービス向上のため、自転車管理班全員に対して、専門講師を招いての接遇研修の開催など様々な取り組みが行われているところであり、今後も引き続き、利用者サービスの向上に努められたい。